

教員免許更新制の概要・手続の流れ

(幼稚園・認定こども園用)

平成21年4月より、国公立の幼稚園(認定こども園(幼稚園型・幼保連携型含む))、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校で教育職員(※1)(非常勤講師・臨時的任用教員等を含む)として勤務する方は、定められた期限までに各大学等で開設している免許状更新講習を受講することが義務となりました。

また、免許状更新講習の受講後は、免許管理者(※2)である都道府県教育委員会に免許状を更新するための手続を行う必要があります。

(※1)教育職員:教育職員免許法第2条第1項に規定する主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師をいう。非常勤講師や臨時的任用教員等も含む。

(※2)免許管理者:教育職員は勤務地がある都道府県教育委員会、教育職員以外の者は居住地都道府県教育委員会

免許状更新講習の受講期間及び申請期限

平成21年3月31日までに授与された
免許状(旧免許状)を所持する方
(平成21年4月以降に新しい免許状を追加で授与
された方も旧免許状所持者の扱いになります。)

生年月日によって割り振られた**最初の
修了確認期限**に従って免許状更新講習
の受講・手続を行います(表1・2参照)。

<免許状更新講習の受講期間>
修了確認期限から遡って2年2か月前から2か月前
まで
<免許管理者への申請期限>
修了確認期限の2か月前

平成21年4月1日以降に初めて授与された
免許状(新免許状)を所持する方

免許状本体に**10年間の「有効期間の満了日」**
が記載されていますので、各自の免許
状を確認してください。

<免許状更新講習の受講期間>
有効期間の満了日から遡って2年2か月前から2か月前
まで
<免許管理者への申請期限>
有効期間の満了日の2か月前

免許状更新講習の受講方法

免許状更新講習の受講期間に、合計30時間
以上の講習を受講・修了していただく必要が
あります。

30時間のうち、「必修領域」から6時間以上、
「選択必修領域」から6時間以上、「選択領域」
から18時間以上を選択し、受講してください。

免許状更新講習は、大学などを中心に全国
で開設されています。複数の大学での受講も
可能です。

具体的な講習内容については、文部科学省
ホームページや、開設する大学等のホーム
ページなどで確認できます。受講の申し込み
は、各自が受講する大学等へ直接お申し込み
ください。

免許管理者への手続

免許状更新講習を30時間受講・修了し
た後は、講習を受講した大学から修了
(履修)証明書が御本人に送付されます。
各自が、30時間分の修了(履修)証明書を
免許管理者(現職教員の場合は勤務
する園がある都道府県教育委員会、現
職教員ではない場合は住所地の都道府
県教育委員会)へ提出し、免許状を更新
するための手続を行う必要があります。

講習を受講していても、免許管理者への
手続を忘れると、免許状は失効します
ので、十分ご注意ください。

教員免許更新制の おおまかな 流れ

別添4-2



各自で最初の修了確認期限
(表1、表2)もしくは有効期間
の満了日(免許状の記載)を
御確認ください。)

あなたの
最初の修了確認期限もしくは
有効期間の満了日
平成 年 月 日

各自が文部科学省や大学の
ホームページ等を確認して、
受講したい免許状更新講習
を選択(30時間分)

あなたの
免許状更新講習受講期間
平成 年 月 日～
平成 年 月 日

各自が各大学等に受講申込み(受講申込書等で各園長・所
長等から保育教諭であることを証明してもらいます。)

各大学等で免許状更新講習を受講します。

30時間以上の講習の課程を修了(課程の一部である場合
は履修)した場合は、各大学等から修了認定(履修認定)さ
れ、修了証明書(履修証明書)が発行されます。

各自が修了証明書(30時間以上の
履修証明書のセット)を添付して、勤
務する園が所在する各都道府県教育
委員会(免許管理者)に**更新講習修
了確認もしくは免許状更新の申
請を行う必要があります。**

あなたの
申請手続最終日
平成 年1月31日

免許管理者が更新講習修了確認を行い、更新講習修了確
認証明書もしくは有効期間更新証明書が発行されます。

次の修了確認期限・有効期間
の満了日(10年後)まで持って
いる全ての教員免許状が有効
です。

あなたの
次の修了確認期限も
しくは有効期間の満了日
平成 年 月 日

旧免許状(平成21年3月31日までに授与された免許状)所持者

(表1) 平成21年3月31日までに授与された教諭免許状又は養護教諭免許状を持つ方(栄養教諭免許状を持つ方を除く)の最初の修了確認期限

	生年月日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間及び申請期間	次回の修了確認期限
①	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	平成23年3月31日	平成21年4月1日～平成23年1月31日 (平成20年度実施の「予備講習」受講により 受講義務の一部又は全部が免除可能)	平成33年3月31日
②	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日 昭和41年4月2日～昭和42年4月1日 昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	平成24年3月31日	平成22年2月1日～平成24年1月31日	平成34年3月31日
③	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日 昭和42年4月2日～昭和43年4月1日 昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	平成25年3月31日	平成23年2月1日～平成25年1月31日	平成35年3月31日
④	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日 昭和43年4月2日～昭和44年4月1日 昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	平成26年3月31日	平成24年2月1日～平成26年1月31日	平成36年3月31日
⑤	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日 昭和44年4月2日～昭和45年4月1日 昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	平成27年3月31日	平成25年2月1日～平成27年1月31日	平成37年3月31日
⑥	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日 昭和45年4月2日～昭和46年4月1日 昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日	平成38年3月31日
⑦	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日 昭和46年4月2日～昭和47年4月1日 昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日	平成39年3月31日
⑧	昭和37年4月2日～昭和38年4月1日 昭和47年4月2日～昭和48年4月1日 昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日	平成40年3月31日
⑨	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日 昭和48年4月2日～昭和49年4月1日 昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日	平成41年3月31日
⑩	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日 昭和49年4月2日～昭和50年4月1日 昭和59年4月2日～	平成32年3月31日	平成30年2月1日～平成32年1月31日	平成42年3月31日

《表1の見方》

各自の生年月日から、①～⑩の該当する欄の最初の修了確認期限、免許状更新講習の受講期間を御確認ください。

例：昭和43年1月8日生まれの教諭の方は、③の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成25年3月31日、免許状更新講習の受講期間は平成23年2月1日から平成25年1月31日までの間となります。また、免許管理者への手続は平成25年1月31日までにを行う必要があります。

新免許状(平成21年4月以降に初めて授与された免許状)所持者

新免許状は、免許状本体に「有効期間の満了の日」が記載されています。有効期間は、免許状を授与された日の翌日から起算して10年間です。

※複数の新免許状を持つ方の有効期間の満了の日は、一番最後に取得した免許状の有効期間に統一されます。

※平成21年3月31日以前に取得した免許状を1つでも所持している場合は、旧免許状所持者の扱いとなり、表1・2に沿って免許状更新講習等の受講を行うこととなります。

(表2) 平成21年3月31日までに授与された栄養教諭免許状を持つ方(栄養教諭以外の職にある方も該当します。)の最初の修了確認期限

	免許状を授与された日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間及び申請期間	次回の修了確認期限
①	平成18年3月31日以前に栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日	平成38年3月31日
②	平成18年4月1日から平成19年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日	平成39年3月31日
③	平成19年4月1日から平成20年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日	平成40年3月31日
④	平成20年4月1日から平成21年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日	平成41年3月31日

《表2の見方》

各自の栄養教諭免許状を授与された日から、①～④の該当する欄の最初の修了確認期限、免許状更新講習の受講期間を御確認ください。

例：平成17年3月20日に栄養教諭免許状を授与された栄養教諭の方は、①の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成28年3月31日、免許状更新講習の受講期間は平成26年2月1日から平成28年1月31日までの間となります。また、免許管理者への手続は平成28年1月31日までにを行う必要があります。

(新免許状の例)

有効期間の満了の日 平成三十三年三月三十一日	根拠規定 基礎資格 修得単位	免許法別表第一 平成二十三年三月十五日 教職に関する科目 教職又は教職に関する科目 教育職員免許法施行規則第六十六条の六に定める科目	八単位以上 八単位以上 八単位以上	〇〇府教育委員会 印	平成二十三年三月二十日	小学校教諭一種免許状 氏名 昭和六十一年七月二十六日生
	右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより小学校教諭一種免許状を授与する。					

① 幼稚園及び認定こども園で園長・幼稚園教諭としてお勤めの方

幼稚園及び認定こども園で、幼稚園教諭等の教育職員としてお勤めの方は、免許状更新講習の受講義務があります！

教育職員：教育職員免許法第2条第1項に規定する主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師をいう。非常勤講師や臨時的任用教員等も含む。

旧免許状(平成21年3月31日までに授与された免許状)所持者

- ・平成21年3月末までに授与された免許状を1つでもお持ちの方は、平成21年4月以降に免許状を授与されたとしても、「旧免許状所持者」の扱いとなります。
- ・原則として、生年月日によって10のグループに割り振られた「修了確認期限」(前ページの表1及び表2)が設定されています。
 - ※昭和30年4月1日以前にお生まれで、栄養教諭免許状をお持ちでない方は、教員免許更新制の対象外となるため、お持ちの免許状は生涯有効となります。
- ・各自の免許状更新講習の受講期間(2年間)中に、大学等で開設される免許状更新講習を30時間(必修領域6時間以上、選択必修領域6時間以上、選択領域18時間以上、合わせて30時間以上)受講します。
- ・各講習ごとに実施される履修認定試験に合格すると、大学から本人へ、修了(履修)証明書が送付されます。
- ・各自で修了証明書(30時間分の履修証明書のセット)を免許管理者(勤務地のある都道府県教育委員会)に提出し、免許状更新講習の受講が修了したことの確認(修了確認)を行うための手続きをします。
- ・免許管理者から本人へ「更新講習修了確認証明書」が送付されたら、全ての手続きが完了です。
- ・「更新講習修了確認証明書」には、次の修了確認期限(10年後)が記載されていますので、大切に保管してください。

① 幼稚園及び認定こども園で園長・幼稚園教諭としてお勤めの方

新免許状(平成21年4月1日以降に初めて授与された免許状)所持者

- ・各自に授与された免許状に、「有効期間の満了の日」が記載されていますので、御確認ください。免許状を紛失等された場合は、免許状を授与された都道府県教育委員会にお問い合わせください。
- ※複数の免許状をお持ちの方は、一番新しく授与された免許状の有効期間に全ての免許状の有効期間が統一されます。
- ・各自の有効期間の満了日から遡って2年2か月前から2か月前の2年間で、免許状更新講習の受講期間及び免許状更新の手続き期間となります。この期間内に、大学等で開設される免許状更新講習を30時間(必修領域6時間以上、選択必修領域6時間以上、選択領域18時間以上、合わせて30時間以上)受講します。
- ・各講習ごとに実施される履修認定試験に合格すると、大学から本人へ、修了(履修)証明書が送付されます。
- ・各自で修了証明書(30時間分の履修証明書のセット)を免許管理者(勤務地のある都道府県教育委員会)に提出し、免許状を更新するための手続きをします。
- ・免許管理者から本人へ「有効期間更新証明書」が送付されたら、全ての手続きが完了です。
- ・「有効期間更新証明書」には、次の有効期間の満了日(10年後)が記載されていますので、大切に保管してください。

② 認定こども園で教諭以外の職（保育士や支援員等）でお勤めの方

- ・認定こども園で、園長や教諭以外の職（保育士や支援員、補助員、学校栄養職員、養護職員等）でお勤めの方は、幼稚園教諭免許状をお持ちであったとしても、免許状更新講習の受講義務はありません。
- ・**旧免許状所持者**が免許状更新講習を受講せずに、各自の修了確認期限の満了の日を経過したとしても免許状は失効しませんが、そのままでは教諭等として勤務することはできません（免許状は休眠状態となります）。免許状が休眠状態となった後に教諭等になる場合は、教諭等として採用される前に、免許状更新講習の受講と免許管理者（居住地のある都道府県教育委員会）への手続きを行う必要があります。
- ・**新免許状所持者**が免許状更新講習を受講せずに、各自の有効期間の満了の日を経過した場合、免許状は失効します。
免許状が失効した場合であっても、教員免許状授与のための所要資格を満たしていれば、免許状更新講習を受講し、教育委員会で手続きを行うことで、新しい免許状が再度授与されます。
- ・認定こども園で保育士として勤務する方、過去に教諭等で勤務した経験がある方、幼稚園等の採用内定を受けたり、非常勤講師登録を行った方等教諭として勤務することが見込まれる方については、免許状更新講習を受講することができます。

③ 認可保育所で保育士として勤務する方

- ・認可保育所で保育士としてお勤めの方は、幼稚園教諭免許状をお持ちであったとしても、免許状更新講習の受講義務はありません。
- ・**旧免許状所持者**が免許状更新講習を受講せずに、各自の修了確認期限の満了の日を経過したとしても免許状は失効しませんが、そのままでは教諭等として勤務することはできません(免許状は休眠状態となります)。免許状が休眠状態となった後に教諭等になる場合は、教諭等として採用される前に、免許状更新講習の受講と免許管理者(居住地のある都道府県教育委員会)への手続きを行う必要があります。
- ・**新免許状所持者**が免許状更新講習を受講せずに、各自の有効期間の満了の日を経過した場合、免許状は失効します。
免許状が失効した場合であっても、教員免許状授与のための所要資格を満たしていれば、免許状更新講習を受講し、教育委員会で手続きを行うことで、新しい免許状が再度授与されます。
- ・認可保育所で保育士として勤務する方、過去に教諭等で勤務した経験がある方、幼稚園等の採用内定を受けたり、非常勤講師登録を行った方等教諭として勤務することが見込まれる方については、免許状更新講習を受講することができます。

④ 幼稚園を設置する者が設置する認可外保育施設で保育士として勤務する方

- ・幼稚園を設置する者が設置する認可外保育施設で保育士としてお勤めの方は、幼稚園教諭免許状をお持ちであったとしても、免許状更新講習の受講義務はありません。
- ・**旧免許状所持者**が免許状更新講習を受講せずに、各自の修了確認期限の満了の日を経過したとしても免許状は失効しませんが、そのままでは教諭等として勤務することはできません(免許状は休眠状態となります)。免許状が休眠状態となった後に教諭等になる場合は、教諭等として採用される前に、免許状更新講習の受講と免許管理者(居住地のある都道府県教育委員会)への手続きを行う必要があります。
- ・**新免許状所持者**が免許状更新講習を受講せずに、各自の有効期間の満了の日を経過した場合、免許状は失効します。
免許状が失効した場合であっても、教員免許状授与のための所要資格を満たしていれば、免許状更新講習を受講し、教育委員会で手続きを行うことで、新しい免許状が再度授与されます。
- ・幼稚園を設置する者が設置する認可外保育施設で保育士として勤務する方、過去に教諭等で勤務した経験がある方、幼稚園等の採用内定を受けたり、非常勤講師登録を行った方等、教諭として勤務することが見込まれる方については、免許状更新講習を受講することができます

⑤ ④以外の認可外保育施設で保育士として勤務する方

・④以外の認可外保育所で保育士としてお勤めの方は、幼稚園教諭免許状をお持ちであったとしても、免許状更新講習の受講義務はありません。

・**旧免許状所持者**が免許状更新講習を受講せずに、各自の修了確認期限の満了の日を経過したとしても免許状は失効しませんが、そのままでは教諭等として勤務することはできません(免許状は休眠状態となります)。免許状が休眠状態となった後に教諭等になる場合は、教諭等として採用される前に、免許状更新講習の受講と免許管理者(居住地のある都道府県教育委員会)への手続きを行う必要があります。

・**新免許状所持者**が免許状更新講習を受講せずに、各自の有効期間の満了の日を経過した場合、免許状は失効します。

免許状が失効した場合であっても、教員免許状授与のための所要資格を満たしていれば、免許状更新講習を受講し、教育委員会で手続きを行うことで、新しい免許状が再度授与されます。

・過去に教諭等で勤務した経験がある方、幼稚園等の採用内定を受けたり、非常勤講師登録を行った方等教諭として勤務することが見込まれる方については、免許状更新講習を受講できますが、これらに該当しない場合は、免許状更新講習を受講することはできません。

講習の受講免除、修了確認期限の延期・有効期間の延長

※幼稚園、認定こども園（幼稚園型、幼保連携型）の園長・副園長等管理職の方は、免許状更新講習の受講義務がありますが、その職にあることをもって免許状更新講習の受講免除が可能です。各自の修了確認期限・有効期間の満了の日の2年2か月前から2か月前までの間に、免許管理者に対し申請を行ってください。

※幼稚園、認定こども園（幼稚園型、幼保連携型）で幼稚園教諭、保育教諭として勤務する方で、病休や育休、自然災害等やむを得ない事情がある場合は、修了確認期限を延期又は有効期間を延長することができます。各自の修了確認期限・有効期間の満了の日の2か月前までに、免許管理者に対し申請を行ってください。

認定こども園（幼保連携型）に勤務する保育教諭の方について

～認定こども園（幼保連携型）の「保育教諭」は、免許状更新講習の受講が義務となります～

【基本的制度】

改正認定こども園法（平成24年法律第66号）において、学校及び児童福祉施設としての法的地位付けを持つ単一の施設として、新たな「幼保連携型認定こども園」が創設されました。

その職員である「保育教諭等（主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。））」は、「**幼稚園教諭免許状**」と「**保育士資格**」の両方の免許・資格を有することを原則としています。

ただし、**改正認定こども園法の施行の日（平成27年4月1日）から5年間は、幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかを有していれば、保育教諭等になることができるとする経過措置**を設けています。（改正認定こども園法附則第5条）。

保育教諭の資格

「幼稚園教諭免許状」
「保育士資格」

の両方が必要

ただし…

経過措置（施行後5年間のみ）

「幼稚園教諭免許状」
「保育士資格」

のどちらかの一方を有していれば保育教諭として勤務することが可能

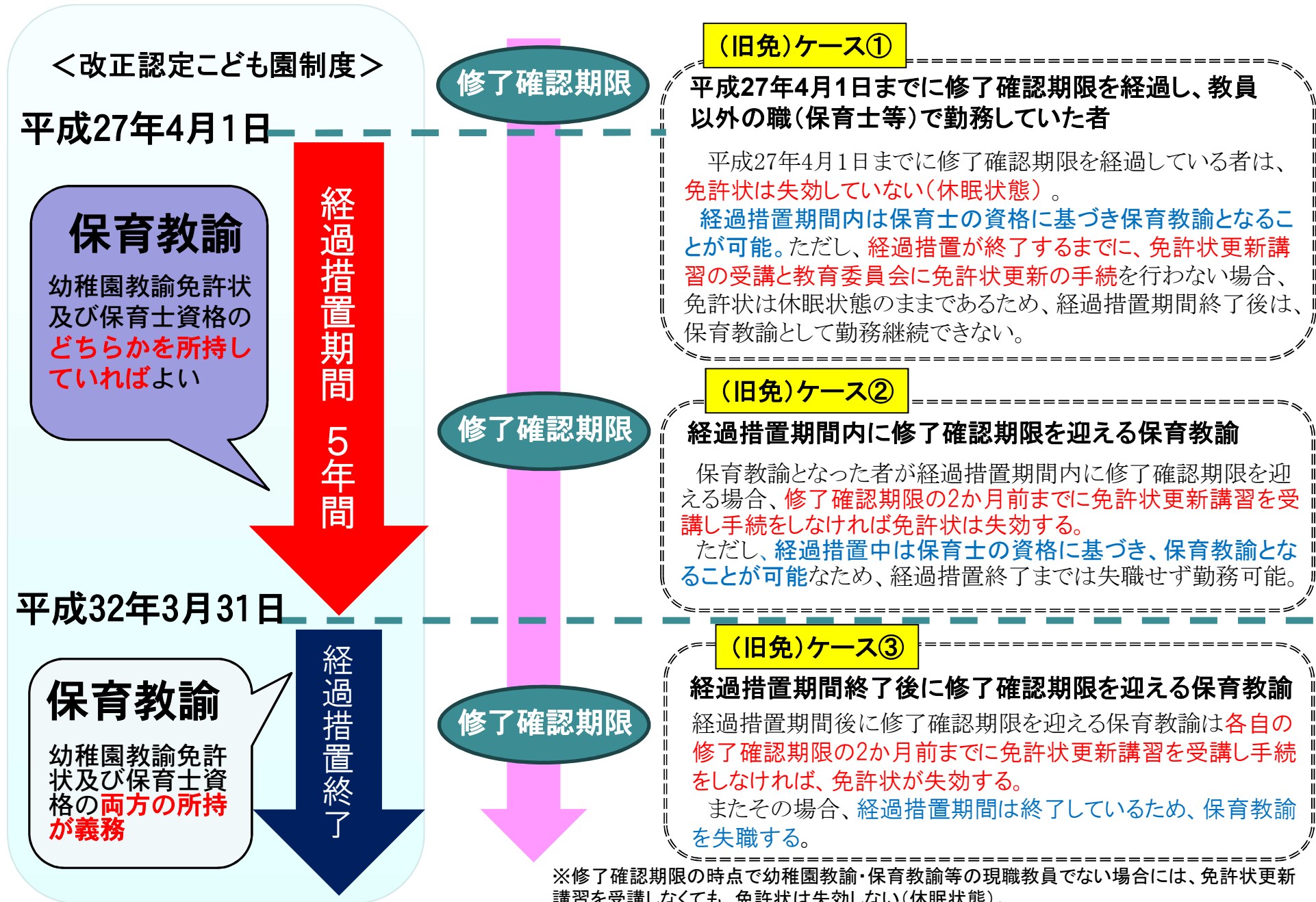
経過措置中に幼稚園教諭免許状及び保育士資格の併有を促進する。

【教員免許更新制について】

- 保育教諭の方が所持する幼稚園教諭の普通免許状は、**教員免許更新制が適用**されますので、決められた期限までに免許状更新講習の受講と手続きを行わない場合、**幼稚園教諭免許状は失効**します。
- **幼稚園教諭免許状が失効すると、保育教諭を失職します**（ただし、経過措置期間を除く）。

保育教諭の教員免許更新制（旧免許状所持者）

●旧免許状（平成21年3月31日までに授与された免許状）所持者



<ケース別具体例（旧免許状所持者）>

例1 修了確認期限 平成25年3月31日

(旧免)ケース①

例1: 修了確認期限が平成25年3月31日の場合

- ・平成25年3月31日時点で、教員として勤務していなければ、免許状は失効していない(休眠状態)。
- ・平成27年4月1日から平成32年3月31日までは保育士の資格に基づき保育教諭となることが可能。
- ・平成27年3月31日までは認可保育所の保育士の場合や過去に教員として勤務経験がある場合等で受講対象者となれば、免許状更新講習を受講できる。平成27年4月1日以降に保育教諭になれば、保育教諭の資格で免許状更新講習が受講できる。
- ・平成32年3月31日までに、免許状更新講習の受講と教育委員会に免許状更新の手続を行わない場合、免許状は休眠状態のままであるため、平成32年4月1日以降は、保育教諭として勤務継続できない。

例2 修了確認期限 平成27年3月31日

例2: 修了確認期限が平成27年3月31日の場合

免許状更新講習受講期間及び更新講習修了確認申請期間

：平成25年2月1日～平成27年1月31日

平成27年4月1日

- ・平成27年3月31日時点で、教員として勤務していなければ、免許状は失効しない(休眠状態)。
- ・平成27年4月1日から平成32年3月31日までは保育士の資格に基づき保育教諭となることが可能。
- ・平成27年3月31日までは認可保育所の保育士の場合や過去に教員として勤務経験がある場合等で受講対象者となれば、免許状更新講習を受講できる。平成27年4月1日以降に保育教諭になれば、保育教諭の資格で免許状更新講習が受講できる。
- ・平成32年3月31日までに、免許状更新講習の受講と教育委員会に免許状更新の手続を行わない場合、免許状は休眠状態のままであるため、平成32年4月1日以降は、保育教諭として勤務継続できない。

例3 修了確認期限 平成30年3月31日

(旧免)ケース②

例3: 修了確認期限が平成30年3月31日の保育教諭の場合

免許状更新講習受講期間及び更新講習修了確認申請期間

：平成28年2月1日～平成30年1月31日

平成32年3月31日

- ・平成30年1月31日までに免許状更新講習を受講し手続をしなければ、平成30年4月1日以降免許状は失効する。
- ・平成32年3月31日までは保育士の資格に基づき、保育教諭となることが可能なため、失職せず勤務可能。
- ・平成32年4月1日以降は免許状が必要となるため、免許状が失効した場合、平成32年3月31日までに免許状更新講習の受講と都道府県教育委員会への手続を行い新しい免許状が授与されれば(教員免許状授与のための所要資格を満たしている場合)、保育教諭として継続して勤務可能となる。

例4 修了確認期限 平成35年3月31日

(旧免)ケース③

例4: 修了確認期限が平成35年3月31日の保育教諭の場合

免許状更新講習受講期間及び更新講習修了確認申請期間

：平成33年2月1日～平成35年1月31日

- ・修了確認期限の2か月前である平成35年1月31日までに免許状更新講習を受講し、教育委員会の手続をしなければ、平成35年4月1日以降免許状は失効する。
- ・免許状が失効した場合、保育教諭を失職する。
- ・ただし、免許状が失効し、保育教諭を失職した後に、免許状更新講習の受講と教育委員会への手続を行い新しい免許状が授与されれば(教員免許状授与のための所要資格を満たしている場合)、保育教諭として再度勤務することも可能となる。

<改正認定こども園制度>

保育教諭

幼稚園教諭免許状及び保育士資格のどちらかを所持していればよい

経過措置期間 5年間

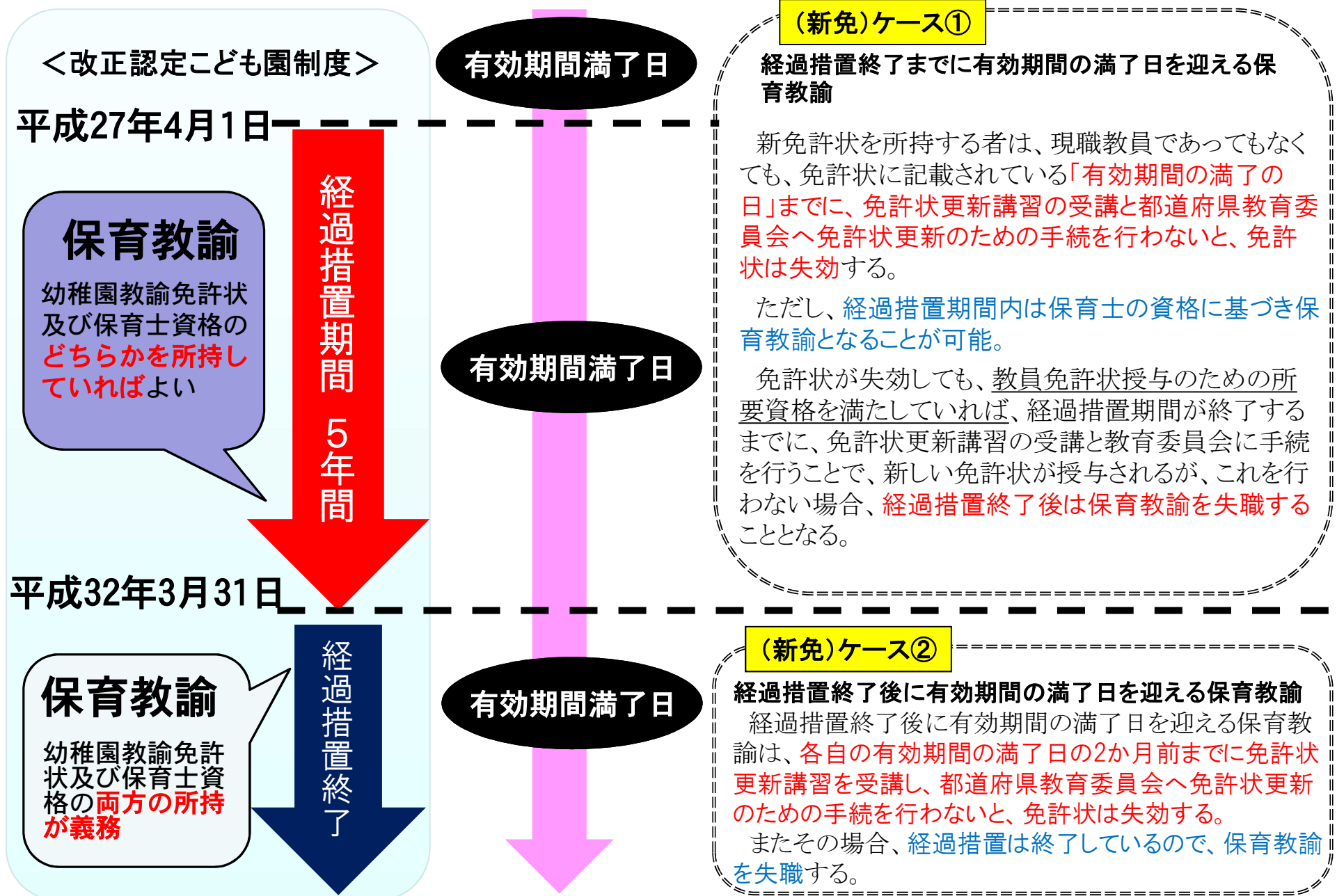
保育教諭

幼稚園教諭免許状及び保育士資格の両方の所持が義務

経過措置終了

保育教諭の教員免許更新制（新免許状所持者）

●新免許状（平成21年4月1日以降に初めて授与された免許状）所持者



<ケース別具体例（新免許状所持者）>

<改正認定こども園制度>

保育教諭

幼稚園教諭
免許状及び
保育士資格
のどちらか
を所持して
いればよい

経過措置期間
5年間

平成27年4月1日

例1 有効期間満了日
平成31年3月31日

平成32年3月31日

保育教諭

幼稚園教諭
免許状及び
保育士資格
の両方の所
持が義務

経過措置終了

例2 有効期間満了日
平成35年3月31日

(新免)ケース①

例1:有効期間が平成31年3月31日の保育教諭の場合

免許状更新講習受講期間及び有効期間更新の申請期間
:平成29年2月1日～平成31年1月31日

- ・有効期間の2か月前である、平成31年1月31日までに更新講習の受講と都道府県教育委員会へ免許状更新のための手続を行わないと、免許状は失効する。
- ・平成32年3月31日までは保育士の資格に基づき保育教諭となることが可能。
- ・平成32年4月1日以降は免許状が必要となるため、免許状が失効した場合、平成32年3月31日までに免許状更新講習の受講と都道府県教育委員会に手続を行い新しい免許状が授与されれば(教員免許状授与のための所要資格を満たしている場合)、保育教諭として継続して勤務可能となる。

(新免)ケース②

例2:有効期間が平成35年3月31日の保育教諭の場合

免許状更新講習受講期間及び有効期間更新の申請期間
:平成33年2月1日～平成35年1月31日

- ・平成35年1月31日までに免許状更新講習の受講と都道府県教育委員会へ免許状更新のための手続を行わないと、免許状は失効する。
- ・失効した場合、平成35年3月31日以降は保育教諭を失職する。
- ・ただし、免許状が失効し、保育教諭を失職した後に、免許状更新講習の受講と教育委員会に手続を行い新しい免許状が授与されれば(教員免許状授与のための所要資格を満たしている場合)、保育教諭として再度勤務することも可能となる。

※免許状の授与に必要な所要資格を得てから10年を経過した後に免許状の授与を受ける方は、各都道府県教育委員会へお問い合わせください。

更新制関係情報の入手先、問合せ先等

【文部科学省ホームページ】

- 教員免許更新制の概要
「教員免許更新制とは？－開設とQ&A」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/001/index.htm
- 最初の修了確認期限について
「修了確認期限をチェック」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/003/index1.htm
- 免許状更新講習の受講から手続きまでの流れ
「ケース別手続きの流れ」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/002/index.htm
- 平成27年度に開講する免許状更新講習の一覧
「平成27年度 免許状更新講習の認定一覧」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/004/1353980.htm
- 免許状更新講習の受講免除について
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/08051422/005.htm
- 修了確認期限の延期について
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/08051422/008.htm
- 更新講習修了確認など免許管理者への申請のための様式など
→ 各都道府県教育委員会の免許担当にお問い合わせ下さい。
「免許状更新講習受講・修了後の申請先一覧」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/010/1314009.htm
- 教員免許更新制リーフレット
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/001/08101410.htm

【制度概要などについての文部科学省への問合せ先】

文部科学省初等中等教育局教職員課教員免許企画室更新係
電話：03-5253-4111(代)(内線 3573)
メールアドレス：menkyo@mext.go.jp

関係法令等抜粋

○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成18年法律第77号)

(定義)

第二条 この法律において「子ども」とは、小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

7 この法律において「幼保連携型認定こども園」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいう。

8 この法律において「教育」とは、教育基本法(平成十八年法律第百二十号)第六条第一項に規定する法律に定める学校(第九条において単に「学校」という。)において行われる教育をいう。

9 この法律において「保育」とは、児童福祉法第六条の三第七項に規定する保育をいう。

(職員)

第十四条 幼保連携型認定こども園には、園長及び保育教諭を置かなければならない。

2 幼保連携型認定こども園には、前項に規定するもののほか、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その他必要な職員を置くことができる。

10 保育教諭は、園児の教育及び保育をつかさどる。

(職員の資格)

第十五条 主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師(保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。)は、幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この条において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法第十八条の十八第一項の登録(第四項及び第三十九条において単に「登録」という。)を受けた者でなければならない。

○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 附則(平成24年法律第66号)

(施行期日)

第一条 この法律は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の施行の日から施行する。ただし、附則第九条から第十一条までの規定は、公布の日から施行する。

(保育教諭等の資格の特例)

第五条 施行日から起算して五年間は、新認定こども園法第十五条第一項の規定にかかわらず、幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。)を有する者又は児童福祉(昭和二十二年法律第百六十四号)第十八条の十八第一項の登録(第三項において単に「登録」という。)を受けた者は、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師(保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。)となることができる。

2 施行日から起算して五年間は、新認定こども園法第十五条第四項の規定にかかわらず、幼稚園の助教諭の臨時免許状(教育職員免許法第四条第四項に規定する臨時免許状をいう。)を有する者は、助保育教諭又は講師(助保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。)となることができる。

3 施行日から起算して五年間は、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十八号)附則第二条第七項に規定する旧免許状所持者であって、同条第二項に規定する更新講習修了確認を受けずに同条第三項に規定する修了確認期限を経過し、その後同項第三号に規定する免許管理者による確認を受けていないもの(登録を受けている者に限る。)については、同条第七の規定は、適用しない。

○ 免許状更新講習規則(平成20年文部科学省令第10号)

(講習を受講できる者)

第九条

2 免許法第九条の三第三項第二号に規定する文部科学省令で定める者は、次に掲げる者であって、普通免許状若しくは特別免許状を有する者、普通免許状に係る所要資格を得た者、教員資格認定試験に合格した者、免許法第十六条の三第二項若しくは第十七条第一項に規定する文部科学省令で定める資格を有する者又は教育職員免許法施行法第二条の表の上欄各号に掲げる者とする。

一 学校の校長、副校長、教頭又は教育職員であった者であって、教育職員となることを希望する者(前項第一号から第三号までに該当する者を除く。)

二 次に掲げる施設に勤務する保育士(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第六項に規定する認定こども園(幼保連携型認定こども園を除く。)

ロ 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所

ハ 児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの(幼稚園を設置する者が設置するものに限る。)

三 教育職員に任命され、又は雇用されることが見込まれる者